（説明書類に記載する業務の状況に関する事項）

第十四条　法第二十八条の四第一項（法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。第十七条第一項において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一　業務の概況に関する次に掲げる事項

［イ・ロ　略］

ハ　業務の運営の状況（次に掲げる事項を含む。）

(1)　［略］

(2)　登録上場会社等監査人（法第三十四条の三十四の八第一項に規定する登録上場会社等監査人をいう。以下同じ。）でない場合には、業務の品質の管理（法第三十四条の十三第三項に規定する業務の品質の管理をいう。以下同じ。）の状況

(3)　登録上場会社等監査人である場合には、第九十三条各号に掲げる事項

(4)　直近において日本公認会計士協会（以下「協会」という。）の調査（法第四十六条の九の二第一項の調査をいう。第三十九条第一号ホ(5)及び第八十七条第一号ロにおいて同じ。）を受けた年月

二　他の公認会計士（大会社等（法第二十四条の二に規定する大会社等をいう。以下同じ。）の財務書類について監査証明業務を行ったもの又は登録上場会社等監査人であるものに限る。）又は監査法人との業務上の提携（法第二十四条の四（法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。第三十九条第一号ヘにおいて同じ。）又は第三十四条の三十四の十三に規定する業務を他の公認会計士又は監査法人と共同して行うことを含む。）に関する次に掲げる事項

(1)　当該業務上の提携を行う当該他の公認会計士又は監査法人の氏名又は名称

(2)　当該業務上の提携を開始した年月

(3)　当該業務上の提携の内容

［二・三　略］

（対象業務に重要な影響を与えることができる社員）

第二十二条の二　令第十四条の二第六号に規定する内閣府令で定めるものは、同条第一号に規定する対象業務に補助者として従事しているにもかかわらず、当該対象業務に同号から同条第三号までに掲げる者と同程度以上に実質的な関与をしていると認められる社員とする。

（業務管理体制の整備）

第二十五条　法第三十四条の十三第一項の規定により監査法人が整備しなければならない業務管理体制は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一　業務の執行の適正を確保するための措置（経営の基本方針及び経営管理に関する措置並びに法令遵守に関する措置を含む。第二十七条第一号及び第三十九条第一号ホ(1)において同じ。）がとられていること。

二　業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置がとられていること。

［号の細分を削る。］

［号の細分を削る。］

［三～七　略］

（説明書類に記載する業務の状況に関する事項）

第十四条　［同上］

一　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　［同上］

(1)　［同上］

(2)　業務の品質の管理（法第三十四条の十三第三項に規定する業務の品質の管理をいう。以下同じ。）の状況

［加える。］

(3)　直近において法第四十六条の九の二第一項の規定による日本公認会計士協会（以下「協会」という。）の調査を受けた年月

二　他の公認会計士（大会社等（法第二十四条の二に規定する大会社等をいう。以下同じ。）の財務書類について監査証明業務を行ったものに限る。）又は監査法人との業務上の提携に関する次に掲げる事項

(1)　提携を行う当該他の公認会計士又は監査法人の氏名又は名称

(2)　提携を開始した年月

(3)　業務上の提携の内容

［二・三　同上］

［条を加える。］

（業務管理体制の整備）

第二十五条　［同上］

一　業務の執行の適正を確保するための措置（経営の基本方針及び経営管理に関する措置並びに法令遵守に関する措置を含む。第二十七条第一号及び第三十九条第一号ホにおいて同じ。）がとられていること。

二　業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置（次に掲げるものを含む。）がとられていること。

イ　業務の品質の管理の監視に関する措置

ロ　業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する責任者の選任その他の責任の所在の明確化に関する措置

［三～七　同上］